

乳幼児の突然死

【質問】

医療機関での乳幼児の突然死について訴訟で争いになるケースがあると聞きます。

どのような点が問題になっているのでしょうか。

【回答】

乳幼児が入院中で突然死亡した場合、死亡の原因をめぐってうつぶせ寝による窒息死か乳幼児突然死症候群（SIDS）による死亡かが問題とされる事例があります。うつぶせ寝による窒息死と乳幼児突然死症候群（SIDS）の区別は明らかでない場合が多いのでその判断は容易ではありません。

うつぶせ寝による窒息死か乳幼児突然死症候群（SIDS）かが問題となる事例は、保育所等における乳幼児の死亡事故がほとんどですが、医療機関での突然死の場合にも見られます。

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、健康ないしほぼ健康と思われていた乳幼児が突然、予期せずして死亡し、死亡状況および剖検によっても死因を明らかにすることができないもので、その発生機序も現在のところ明らかではありません。

したがって、医療機関で乳幼児の突然死があった場合、死亡の状況から何らかの死亡原因を推認できるかどうか、病理解剖により死因の解明ができるかどうか判断の重要なポイントになります。

医療機関の責任が問われる場合、乳幼児突然死症候群（SIDS）は原因不明とされているので、他に積極的な死亡原因が認

められず、乳幼児突然死症候群（SIDS）と認められるような場合には、医療機関側の注意義務は確定できないので、一般的には過失は認められないこととなります。

この点に関して参考になる判例を紹介します。

①新生児が出生後四日目に突然死亡したことにつき、乳幼児突然死症候群であるとして、医師の責任が否定された事例

【東京地裁 昭60. 2. 27判決】

②産婦人科医院で出生した女児が出生後二日目に死亡した事案において、同児の死因は、乳幼児突然死症候群ではなく、うつぶせ寝保育中の窒息死であるとされ、医師の観察義務違反が肯定された事例

【静岡地裁沼津支部 平8. 7. 31判決】

③病院で出生し三日目に心停止及び呼吸停止に陥った男児について、上記事故の原因は乳幼児突然死症候群（SIDS）ではなく、看護婦によるうつぶせ寝による窒息であるとした事例

【東京地裁 平10. 3. 23判決】

比較的最近の事例としては、乳児院のケースですが、入院中の乳児（生後4か月）が突然死した事故につき、乳児院の保母の過失による窒息死として債務不履行による損害賠償責任を認めた判決【神戸地裁 平成12. 3. 9判決】があります。

この判決は、乳児の死因につき、乳児を解剖した監察医の解剖所見によると、乳幼児突然死症候群（SIDS）によるものと推定していますが、乳児は異常発見時にかなりの継続した低酸素状態にあり、そのため心停止に至り、その原因が鼻孔や気管が閉鎖されることによるものと考えられること、発見時に乳児

は顔面を真下に向け顔を木綿タオル製のマクラに押しつけられているという異常状態であったところなどから、乳児の死因は鼻孔圧迫による窒息死と判断されるとし、担当保母が乳児をうつぶせに寝かせた際の過失による窒息死と認定したものです。